

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

児童福祉法及び鳥取県認可外保育施設運営事業助成条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 児童自立生活援助事業、里親事業、小規模住居型児童養育事業及び一時預かり事業に係る申請書等の様式を定める。
- (2) 認可外保育施設の名称を届出保育施設等に改める等の所要の規定の整備を行う。
- (3) 障害児施設給付費等の軽減措置の適用要件から資産要件が廃止されることに伴う所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成21年7月1日とする(3)を除き、公布日とする。